

県内特定事業所加算算定事業者の皆様へ
(訪問介護事業者、居宅介護支援事業者)

愛知県健康福祉部高齢福祉課

特定事業所加算の算定要件について

日頃から、本県の介護保険行政に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本県監査指導室による実地指導等において、特定事業所加算の算定要件を十分に満たしていないままに介護報酬を請求していた事業所が散見されました。

つきましては、当該加算を算定している事業所におかれましては、この加算が、より質の高いサービスを提供する事業所を評価するものであるとの趣旨を認識し、以下の算定要件を自己点検した上で、適切な請求事務を行ってください。

【訪問介護】

特定事業所加算の算定要件	I	II	III	自己点検
1 <u>すべての訪問介護員等（登録ヘルパーを含む。以下同じ）ごとに個別具体的な研修の目標、内容、期間、実施時期等を定めた研修計画（現状把握・克服課題等を検証し、目標を達成するためにどのような内容の研修を行うか）を策定し、実施又は実施を予定しなければならない。</u> （経験年数等によりグループ分けも可）	○	○	○	
2 ① サービス提供責任者は、すべての訪問介護員等に対し、利用者情報・留意事項伝達・技術指導を目的とした <u>会議を概ね1月に1回以上開催し、その概要を記録</u> しなければならない。（グループ別開催も可）	○	○	○	
② サービス提供責任者は、利用者情報やサービス提供時の留意事項(★1)を <u>連絡票や提供記録等（FAX、メール含む）の書面により確実な方法で訪問介護員に伝達し、サービス提供終了後の報告内容を提供記録等の書面に記録・保存</u> しなければならない。	○	○	○	
3 すべての訪問介護員等に対し、年に1回、事業主の費用負担により健康診断を実施しなければならない。	○	○	○	
4 当該事業所における緊急時の対応方針・連絡先・対応可能時間等を記載した文書（重要事項説明書等）を利用者に交付し、説明を行うものとする。	○	○	○	
5 訪問介護員の総数（常勤換算）のうち、介護福祉士の占める割合が3割以上、又は介護福祉士、実務者研修終了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が5割以上であること。（職員の割合は、前年度<3月を除く>又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの平均実績で算出する。）	○	■		
6 すべてのサービス提供責任者が介護に関する実務経験を3年以上有する介護福祉士、又は5年以上有する実務者研修終了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。 ただし、指定居宅サービス基準第5条第2項により1人を超える配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。	○	■		

<p>7 利用者総数のうち、要介護4及び5の利用者、日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Mの利用者並びに喀痰吸引等が必要な者の占める割合が2割以上であること。（利用者実人員の割合は、前年度<3月を除く>又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの平均実績で算出する。）</p>	○		○	
--	---	--	---	--

※ ■は、どちらかに適合していること。

- ★1・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
 - ・家族を含む環境
 - ・前回のサービス提供時の状況
 - ・その他サービス提供に当たって必要な事項

【居宅介護支援】

特定事業所加算の算定要件	I	II	自己点検
1 指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の主任介護支援専門員を配置していること。	○	○	
2 1の主任介護支援専門員とは別に、指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。	○		
3 利用者情報・留意事項伝達等 (★2) を目的とした <u>会議を概ね週1回以上開催し、その概要を記録</u> しなければならない。	○	○	
4 24時間連絡体制を確保し、かつ、利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	
5 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4及び要介護5である者の割合が5割以上であること。(割合を毎月記録)	○		
6 <u>介護支援専門員ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を毎年度少なくとも年度が始まる3月前までに次年度の計画を策定し、実施しなければならない。</u> また、 <u>管理者は、研修目的の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならない。</u>	○	○	
7 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。	○	○	
8 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	○		
9 運営基準減算に該当していないこと。	○	○	
10 特定事業所集中減算に該当していないこと。	○	○	
11 介護支援専門員1人あたりの利用者数が40名未満であること。(不当に特定の者に偏らないように配慮すること)	○	○	
12 指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の主任介護支援専門員等を配置し、別に、指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。		○	

★2・現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針

- ・過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- ・地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- ・保健医療及び福祉に関する諸制度
- ・ケアマネジメントに関する技術
- ・利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- ・その他必要な事項